

医療法人勝久会 介護老人保健施設

松 原 苑

通所リハビリテーション
(デイ・ケア)



陸前高田市高田町字中田69-2

TEL : 0192-53-1877

FAX : 0192-53-1632

通所リハビリテーションのご案内

○サービスを受けられる方
介護保険で、要介護1～5と認定されている方。

○利用料（自己負担分） ※松原苑の基本利用時間は6時間以上7時間未満です。

	要介護度	※1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
基本料金	介護度1	316円	330円	426円	480円	537円	626円
	介護度2	346円	384円	500円	563円	643円	750円
	介護度3	373円	437円	573円	645円	746円	870円
	介護度4	402円	491円	666円	749円	870円	1014円
	介護度5	430円	544円	759円	853円	991円	1155円
送迎しない場合の減算	片道につき -47円						
中重度者ケア体制加算	20円/日 ※算定要件あり						
サービス提供 体制強化加算	18円/日 ※介護職員の総数の内介護福祉士が5割以上占める施設の場合加算（当苑は該当します）						
入浴	一般浴・特別浴 50円						
実費負担	食費	600円					
	日用品費等	30～50円					

○その他の料金 サービスのご利用により加算される料金です。

介護保険 一部負担	リハビリテーション マネジメント加算	I 330円/月 II 850円/月（開始月から6か月以内）⇒530円/月（7か月目以降） III 1120円/月（開始月から6か月以内）⇒800円/月（7か月目以降）
	短期集中個別 リハビリテーション	退院の日、又は介護保険初回認定日から3月以内の方（40分） 110円/日 ※マネジメント加算必須、1週間に複数回個別リハビリを実施します。
	認知症短期集中 リハビリテーション	退院の日、又は介護保険初回認定日から3月以内の方 I（20分） 240円/日 ※リハビリテーションマネジメント加算必須 II（月4回） 1920円/月 ※リハビリテーションマネジメント加算II必須
	生活行為向上 リハビリテーション	開始日から起算して3月以内に行われた場合 2000円/月 開始日から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 1000円/月
	社会参加支援	12円/日 ※デイサービス等にサービス利用を移行すること
	栄養改善 サービス	150円/日 ※1月につき2回まで
	口腔機能向上 サービス	150円/日 ※1月につき2回まで
	栄養スクリーニング	5円/6ヶ月 ※栄養状態に係る情報をケアマネジャーと文章で共有します。
	重度医療 管理加算	100円/日 ※要介護3・4・5の利用者で手厚い医療が必要な状態である方
	若年性認知症 利用者受入	60円/日 ※若年性認知症利用者に個別の担当者を定める
	リハビリテーション 提供体制加算	24円/日 常時2名以上の理学療法士・作業療法士または言語聴覚士を配置

通所リハビリテーションのご案内

○サービスを受けられる方
介護保険で、要介護1～5と認定されている方。

○利用料（自己負担二割） ※松原苑の基本利用時間は6時間以上7時間未満です。

	要介護度	※1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
基本料金	介護度1	632円	660円	852円	960円	1074円	1252円
	介護度2	692円	768円	1000円	1126円	1286円	1500円
	介護度3	746円	874円	1146円	1290円	1492円	1740円
	介護度4	804円	982円	1332円	1498円	1740円	2028円
	介護度5	860円	1088円	1518円	1706円	1982円	2310円
送迎しない場合の減算	片道につき -47円						
中重度者ケア体制加算	40円/日 ※算定要件あり						
サービス提供 体制強化加算	36円 介護職員の総数の内介護福祉士が5割以上占める施設の場合加算（当苑は該当します）						
入 浴	一般浴・特別浴 100円						
実 費 負 担	食費	600円					
	日用品費等	30 ～ 50円					

○その他の料金 サービスのご利用により加算される料金です。

介 護 保 険 一 部 負 担	リハビリテーション マネジメント加算	I 660円/月 II 1700円/月（開始月から6か月以内）⇒1060円/月（7か月目以降） III 2240円/月（開始月から6か月以内）⇒1600円/月（7か月目以降）
	短期集中個別 リハビリテーション	退院の日、又は介護保険初回認定日から3月以内の方（40分） 220円/日 ※マネジメント加算必須、1週間に複数回個別リハビリを実施します。
	認知症短期集中 リハビリテーション	退院の日、又は介護保険初回認定日から3月以内の方 I（20分） 480円/日 ※リハビリテーションマネージメント加算必須 II（月4回） 3840円/月 ※リハビリテーションマネージメント加算II必須
	生活行為向上 リハビリテーション	開始日から起算して3月以内に行われた場合 4000円/月 開始日から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 2000円/月
	社会参加支援	24円/日 ※デイサービス等にサービス利用を移行すること
	栄養改善 サービス	300円/日 ※1月につき2回まで
	口腔機能向上 サービス	300円/日 ※1月につき2回まで
	栄養スクリーニング	10円/6ヶ月 ※栄養状態に係る情報をケアマネージャーと文章で共有します。
	重度医療 管理加算	200円/日 ※要介護3・4・5の利用者で手厚い医療が必要な状態である方
	若年性認知症 利用者受入	120円/日 ※若年性認知症利用者に個別の担当者を定める
	リハビリテーション 提供体制加算	48円/日 常時2名以上の理学療法士・作業療法士または言語聴覚士を配置

通所リハビリテーション各種料金・サービスの説明

＜リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ＞

- ・ マネジメント加算Ⅰは、医師の明確な指示のもと、ご利用者様ごとの通所リハビリテーション計画を策定し、ご利用者様の状態を定期的に評価いたします。必要に応じてケアマネージャー等と居宅を訪問し、リハビリテーションの観点から生活上の留意点・介護の工夫等の指導、他サービス事業者への実施方法の助言や指導、伝達を行います。
- ・ マネジメント加算Ⅱは、上記に加え、算定後6ヶ月以内は1ヶ月に1回、7ヶ月目以降は3ヶ月に1回その他職種、他サービス事業者とリハビリテーション会議を開催します。その会議で通所リハビリテーション計画について、計画作成に関与したリハビリスタッフの説明し、同意を得るとともに、医師へ報告します。通所リハビリテーション計画は、ご利用者様・ご家族様・他サービス事業者と共同して生活場面における具体的な目標設定をします。そのため、居宅での訪問指導を重点的にを行います。短期集中個別リハビリテーション、生活行為向上リハビリテーション等を実施する上で必要な加算となります。
- ・ マネジメント加算Ⅲは、上記マネジメント加算Ⅱに加え、リハビリテーション会議にて医師から通所リハビリテーション計画について説明を行います。

＜短期集中個別リハビリテーション（理学療法、作業療法、言語療法）＞

該当リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾病の治療などを行い、その後医療機関・介護保険施設より退院・退所した方と初めて要介護認定を受けた方、要支援から要介護状態に区分が変わった方が対象となります。早期かつ集中的に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、3ヶ月以内の期間にリハビリテーションを実施します。
リハビリマネジメント加算が算定必須となります。

＜認知症短期集中リハビリテーション＞

認知症であると医師が判断された方であり、リハビリテーションによって生活機能改善が見込まれると判断された方が対象となります。
退院・退所後または通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中してリハビリテーションを行います。（週に2回まで）
リハビリマネジメント加算算定必須となります。
認知症短期集中リハビリⅡを算定の場合は、リハビリマネジメント加算Ⅱが必須となります。

＜生活行為向上リハビリテーション＞

歩行や排泄動作などの日常生活動作や調理や社会参加などの、生活行為の向上に焦点を当てたリハビリテーションを実施します。
実際の生活場面における具体的な指導を行います。
リハビリマネジメント加算Ⅱが算定必須となります。

< 栄養改善サービス >

低栄養状態又はそのおそれのある方に対し管理栄養士が看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、サービスの提供、定期的な評価と計画の見直しを実施します。

< 栄養スクリーニング >

ご利用者様に対し、6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該ご利用者様の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）をケアマネージャーと文章で共有します。

< 口腔機能向上サービス >

口腔機能の低下している方、またそのおそれのある方に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、サービスの提供、定期的な評価と計画の見直しを行います

< 若年性認知症利用者受入 >

若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合加算されます。
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別担当者を定めて対応いたします。

< リハビリテーション提供体制加算 >

常時2名以上の理学療法士・作業療法士または言語聴覚士を配置した場合加算されます。
当事業所は該当しております。

※介護職員処遇改善加算

通所リハビリテーションに係る総単位数に4.7%を乗じた金額を負担していただくことになります。
尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

※1時間以上2時間未満の利用について

リハビリのみのサービス利用となります。

理学療法士・作業療法士等の配置により、1日につき30円が加算されます。

※中重度者ケア体制加算

要介護1～5に認定されている利用者様総数のうち、要介護3、4、5に認定されている方が総数の3割を超えている場合に算定されます。

看護師は配置されている事が算定条件となります。

※社会参加支援加算

移行された方がいる場合に算定されます。

通所系サービスに数か月利用継続していることが算定条件となります。

※重度療養管理加算

手厚い医療が必要な利用者（1時間以上2時間未満以外の利用者であって、下記の状態に当てはまる**要介護3、要介護4、要介護5の利用者**）の方には、1回の利用につき100円が加算されます。

1. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
2. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
3. 中心静脈注射を実施している状態
4. 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
5. 重篤な心機能障害、呼吸障害により常時モニター測定を実施している状態
6. 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり
ストーマの処置を実施している状態
7. 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
8. 褥瘡に対する処置が行われている状態
9. 気管切開が行われている状態

※日常生活品費

直接的なケアサービスに関係ない通所リハビリテーション利用時に必要となる雑費の料金です。

当苑利用時の介護に必要とされる物品については介護保険の対象外となるため、利用者の方の実費負担となります。

内訳；基本料金30円。入浴用品＋10円。食事用品（エプロン・トロミ剤等）＋10円。

○その他

＜送迎について＞

送迎は、基本料金に含まれます。基本利用時間（6時間以上7時間未満）外のご利用の送迎については、基本的にご家族にお願いしております。

＜利用に関してのお問い合わせ＞

利用に関しましては担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談いただくか、当苑に直接お問い合わせください。

個人情報保護方針

現在、コンピューターネットワークの高度な発達により、情報が多量かつ高速に伝播されるようになり、医療介護に関連する情報をはじめ、様々な情報が電子化され有効活用できる環境にあります。しかしながら、多量かつ高速での情報が伝播できる環境は、そのまま情報リスクの高まりとなり、企業、団体が保有する個人情報の取り扱いに関して、安全かつ信頼のおける管理が求められる事になりました。

当事業所では、利用者等の個人情報を適正に取り扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を、当事業所をはじめ医療法人勝久会全体の重要課題と捉え取り組んでおります。

このような背景に鑑み、個人情報の取り扱いについて次のように宣言いたします。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規定を明確にし、従業者に周知徹底します。
また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。

4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護処置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育研修を徹底し推進いたします。

介護老人保健施設 松原苑 管理者 大泉早苗

松原苑（介護予防）通所リハビリテーション

営業日 : 月曜日 ～ 土曜日（日曜日定休日）

営業時間 : 8:00 ～ 16:45（要相談）

基本利用時間 : 9:15 ～ 15:45

電話番号（直通）: 0192-22-7915

担当者 : 田中智貴 今泉美絵 金藤泰子

見学・お問い合わせに関しては、上記担当者までお気軽にご連絡下さいませ